

## 神戸市養育費等に関する公正証書等作成費補助金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、離婚後においてもこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、養育費及び親子交流（以下「養育費等」という。）の取決めに係る費用を補助することにより、ひとり親等（配偶者のない者で現に児童を扶養している者）の養育費等の取り決め内容の債務名義化を促進し、もって養育費等の継続した履行確保を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、神戸市とする。

### (対象者)

第3条 対象者は、神戸市内に住所を有し、交付申請時において、母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項又は第2項)に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者をいう。）であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において「児童」とは二十歳に満たない者をいう。

- (1) 養育費等の取り決めにかかる経費を負担した者
- (2) 養育費等の取り決めにかかる債務名義を有している者
- (3) 養育費等の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (4) 過去に養育費等に関する公正証書等作成費補助金を受給していない者

### (補助経費及び補助額)

第4条 補助経費は、養育費等の取り決めに要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公正証書による債務名義を取得する際の公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人が受ける手数料及び送達に要する料金
  - (2) 家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代
  - (3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第31条の規定に基づき設立された弁護士会（以下「弁護士会」という。）又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき法務大臣の認証を受けた者（以下「認証ADR事業者」という。）が実施する裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）に要する費用のうち、申立料や依頼料及び調停に係る費用（ただし、弁護士会又は認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。）
- 2 補助金の額は、前項に定める経費の全額とする。ただし、前項各号に掲げる経費ごとの補助金額は、それぞれ5万円を上限とする。

### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、債務名義を取得した日（令和2年4月1日以降の日（前項の（3）については令和8年4月1日以降の日）に限る）以降で、全ての要件を満たした日の翌日から6か月以内に、神戸市養育費等に関する公正証書等作成費補助金交付申請

書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

2 前項の規定による申請は、次の第1号から第4号までに掲げるほか、第5号から第6号までに掲げる場合に応じ、書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 児童扶養手当証書の写し。児童扶養手当を受給していない場合は、本人及び対象児童の戸籍謄本（または抄本）及び世帯全員の住民票の写し

(2) 補助対象経費の領収書等（申請者が負担したものに限り）

(3) 通帳の写し等、振込先のわかるもの

(4) その他、市長が必要と認めるもの

(5) 第4条1項（1）（2）に定める費用を申請する場合

ア 養育費等の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）

(6) 第4条1項（3）に定める費用を申請する場合

ア ADRによる養育費の取決めを行ったことが確認できる書類又はADRによる合意が成立しなかったことが確認できる書類の写し

3 市長は、前項による申請があったときは、交付対象の可否を決定し、交付決定をしたときは、神戸市養育費等に関する公正証書等作成費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付決定をしたときは、神戸市養育費等に関する公正証書等作成費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

4 市長は、同条第2項による補助金の交付決定後、申請者の指定する振込口座に補助金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる補助金等の交付の決定の内容に不服があるときは、当該申請者が前条の規定による通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに神戸市養育費等に関する公正証書等作成費補助金交付申請取下書（様式第5号）により申請の取下げをすることができる。ただし、市長等は、必要があると認めるときは、当該期日について別段の定めをすることができる。

（事情変更による決定の取り消し等）

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の事情が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消決定は、神戸市養育費等に関する公正証書等作成費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（返還請求）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を請求することができる。

(1) 偽り、その他不正な手段により給付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に反したとき。

(その他)

第9条 この要綱の施行に際して、必要な事項は主管局長が決める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。